



# 山形県公報

平成23年2月18日(金)  
第2220号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……129
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……130
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……131
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……132
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……133
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(村山総合支庁農村整備課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 地域森林計画の変更の公表……………(森林課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……134
- 同……………(同) ……136
- 同……………(同) ……137
- 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……140
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……141

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……同
- 同……………(中央病院) ……142
- 同……………(新庄病院) ……143

## 告 示

### 山形県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日     |
|-----------|----------------|-----------|
| やちや薬局     | 最上郡最上町大字向町573  | 平成22.11.1 |
| みずほ調剤薬局   | 酒田市みずほ一丁目21番1号 | 同 12.1    |

|                           |                          |              |
|---------------------------|--------------------------|--------------|
| 株 式 会 社      ラ イ フ ケ ア    | 山形市城南町三丁目4番27号           | 同            |
| あ お ば 調 剤 薬 局 小 白 川 店     | 山形市小白川町四丁目3番12号          | 同            |
| 緑 ケ 丘 歯 科 ク リ ニ ッ ク       | 東村山郡山辺町大字山辺1636-5（7-3-1） | 同            |
| わ だ 心 療 内 科 ク リ ニ ッ ク     | 山形市小白川町四丁目3番24号          | 同            |
| 江 俣 さ さ は ら 歯 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市江俣一丁目10番10号           | 同      12. 9 |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 あ さ ひ 町 店 | 山形市あさひ町7-22              | 平成23. 1. 1   |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 城 西 店     | 山形市城西町五丁目3番4号            | 同            |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 桧 町 店     | 山形市桧町三丁目8番33号            | 同            |
| か ほ く 紅 花 ク リ ニ ッ ク       | 西村山郡河北町谷地中央五丁目9番15号      | 同      1. 5  |
| 茂 木 調 剤 薬 局      中 央 店    | 西村山郡河北町谷地中央五丁目9番16号      | 同            |

**山形県告示第96号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年2月18日

山形県知事      吉      村      美 栄 子

- 1    (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
       飯豊町訪問看護ステーション  
       西置賜郡飯豊町大字椿3654番地1  
       (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |                   | 変更年月日       |
|----------------|-------------------|-------------|
| 変    更    前    | 変    更    後       |             |
| 西置賜郡飯豊町大字椿3642 | 西置賜郡飯豊町大字椿3654番地1 | 平成18. 5. 29 |

**山形県告示第97号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年2月18日

山形県知事      吉      村      美 栄 子

| 指定医療機関の名称                 | 指定医療機関の所在地           | 廃止年月日       |
|---------------------------|----------------------|-------------|
| 大 坪 歯 科 医 院               | 東村山郡中山町大字長崎144       | 平成22. 4. 16 |
| 本 町 眼 科 ク リ ニ ッ ク         | 山形市本町一丁目3-14ラサール本町2階 | 同 10. 31    |
| あ お ば 調 剤 薬 局 小 白 川 店     | 山形市小白川町一丁目16番3号      | 同 11. 30    |
| 医療法人社団わだ心療内科クリニック         | 山形市小白川町一丁目16番33号     | 同           |
| 佐 々 木 内 科 医 院             | 新庄市大町18番15号          | 同 12. 31    |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 城 西 店     | 山形市城西町五丁目3番4号        | 同           |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 桧 町 店     | 山形市桧町三丁目8番33号        | 同           |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 あ さ ひ 町 店 | 山形市あさひ町7-22          | 同           |

**山形県告示第98号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地        | 休止年月日        |
|-----------|-------------------|--------------|
| 佐 野 医 院   | 西村山郡朝日町大字宮宿1084-5 | 平成22. 12. 20 |

**山形県告示第99号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------|--------------------------|----------------|-------------|
| やちや薬局     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 最上郡最上町大字向町573  | 平成22. 11. 1 |
| みずほ調剤薬局   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市みずほ一丁目21番1号 | 同 12. 1     |
| 介護24山形    | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護      | 山形市寿町16番22号    | 同           |

|                         |                                  |                   |         |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------|---------|
| グループホーム嶋                | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 山形市嶋南一丁目9番7号      | 同       |
| デイサービスなごみ               | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 寒河江市大字日和田6番地の11   | 同       |
| さわやか熟 けやきの森             | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 山形市大字漆山字念仏段1903-1 | 同 12. 6 |
| カイセイ介護サービス              | 居宅介護支援                           | 新庄市鉄砲町7番27号       | 同       |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら余目 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 東田川郡庄内町余目字矢口77番地1 | 同 12. 7 |

## 山形県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者     | 指定施術機関の所在地                               | 指定年月日       |
|-----------|---------|--|-------------|
| D M S 治療室 | 中 根 太 志 | 東根市さくらんぼ駅前三丁目4番5号<br>サンライズマンションビル6階161号室 | 平成22. 12. 1 |
| D M S 治療室 | 鈴 木 貴 之 | 東根市さくらんぼ駅前三丁目4番5号<br>サンライズマンションビル6階161号室 | 同           |

## 山形県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|---|---------|------------|
| 株式会社花はな            | 訪問介護ステーション花はな<br>米沢市松が岬二丁目2番72号<br>コンフォール6 202号 | 訪 問 介 護 | 平成23. 2. 7 |

## 山形県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|---|----------|------------|
| 株式会社花はな              | 訪問介護ステーション花はな<br>米沢市松が岬二丁目2番72号<br>コンフォール6 202号 | 介護予防訪問介護 | 平成23. 2. 7 |

**山形県告示第103号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                                     | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|---|---|----------------|------------|
| 株式会社花はな<br>米沢市松が岬二丁目2番72号<br>コンフォール6 202号 | 訪問介護ステーション花はな<br>米沢市松が岬二丁目2番72号<br>コンフォール6 202号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成23. 2. 7 |

**山形県告示第104号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営鳴谷地地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第105号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名      | 地区名  | 工事完了年月日     |
|----------|------|-------------|
| ため池等整備事業 | 東山地区 | 平成22年10月25日 |

**山形県告示第106号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第107号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 解除予定保安林の所在場所

最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市西荒屋字外山75-1から75-3まで、76から78まで、79-1、79-2、80、81-1、81-2、82-1から82-6まで、83-1、83-2、84、85-1、85-2、86-1から86-4まで、87-1、87-2、173、174、176から188まで、190から214まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市越中山字三栗屋44-4から44-11まで、44-13から44-17まで、44-299

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市越中山字三栗屋44-2、44-254から44-263まで、44-278、44-291

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町狩川字大堰台8-3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町狩川字大堰台8-2、8-118から8-120まで、8-122、8-123、8-129、8-207
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町清川字花崎166
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町清川字花崎166-7、166-13
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大平字温海二821-2、822-2、字温海一823から825まで、827から840まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大沢字蛭沢969-10
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大小屋字次郎子沢1343-3から1343-6まで、1343-8から1343-16まで、字大散六1240、1249-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大沢字冷水沢848-47
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で



定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字芳谷地3974-2、3974-3、字大矢櫃3975、字小矢櫃3976-1、字桂林3994、字合沢3917-5から3917-7まで、1917-10、1917-12、3917-14、字伊羅沢3919-2、字戸立沢3923-1、3923-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字小会沢3973、字芳谷地3974-1、字小矢櫃3976-2、字無名沢3981（次の図に示す部分に限る。）、字長塚沢3982（次の図に示す部分に限る。）、字合沢3917-1から3917-4まで、3917-8、3917-9、3917-11、3917-13、3917-15、字伊羅沢3918-1、3918-2、3919-1、字滑沢3920、字関森沢3921-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡金山町大字中田字杉沢山360-1、675-3、675-4、675-30、675-31（国有林）、675-44、675-57

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字萩野大以良川2875-3（次の図に示す部分に限る。）、3309-51から3309-54まで、3309-156から3309-160まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字萩野大以良川3309-5、3309-10、3309-44、3309-81、3309-109
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字萩野大以良川2875-4、3309-55、3309-69
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡金山町大字中田字杉沢山630-1、675-22
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡金山町大字有屋字宮外沢1175-1、1185、1193、1175-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡金山町大字飛森字春木前山908-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡金山町大字漆野字漆坊野山104、105、105-1、106、106-6、106-7、109、110、111-2、112-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字釜淵字寄沢829、831、832、834-1、835、838-1、841、841-1、842、842-1、843、846、847、850、851、854-1、863、863-1、863-2、866-1・871-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、880
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字釜淵字八敷代505、506、508、511、513、514-1、514-3、516

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字差首鍋字高坂向168-2から168-4まで、2002-1、2002-4から2002-6まで、  
2003、2010、字尻無沢2205-5、2205-6、2205-8から2205-11まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第111号

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程（平成8年3月県告示第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は林業経営安定資金（施業転換）」を「、林業基盤整備資金（利用間伐推進）又は林業経営安定資金（施業転換）（以下「林業基盤整備資金（造林）等」という。）」に改める。

第3条中「林業基盤整備資金（造林）又は林業経営安定資金（施業転換）」を「林業基盤整備資金（造林）等」に改める。

第4条を次のように改める。

（利子補給補助金の額）

第4条 利子補給補助金の額は、毎年、前年度の6月1日からその翌年の5月31日までの期間における林業基盤整備資金（造林）等の平均借入残高に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年利率（利子補給の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの年利率が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年利率を下回る場合にあっては当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）の割合で計算して得た金額とする。

- (1) 森林整備活性化資金の特例の適用を受けない場合 0.8パーセント

- (2) 森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合（次号に掲げる場合を除く。） 1.3パーセント
- (3) おおむね2,000ヘクタール以上集積されて森林整備合理化計画の認定を受けた森林であって、知事が適当と認める計画に位置付けられたものを森林施業の対象として森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合 1.6パーセント
- 2 前項の平均借入残高は、計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。この場合において、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を最高残高とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合であって、最高残高が森林整備活性化資金の借入残高に2.5を乗じて得た額を超える場合 森林整備活性化資金の借入残高に2.5を乗じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる場合であって、最高残高が森林整備活性化資金の借入残高を超える場合 森林整備活性化資金の借入残高
- (3) 前項第3号に掲げる場合であって、最高残高が森林整備活性化資金の借入残高に3分の2を乗じて得た額を超える場合 森林整備活性化資金の借入残高に3分の2を乗じて得た額
- 第5条中「林業基盤整備資金（造林）又は林業経営安定資金（施業転換）」を「林業基盤整備資金（造林）等」に改める。
- 別記様式中「又は」を「、林業基盤整備資金（利用間伐推進）又は」に改め、同様式（付表を除く。）の注書第3項及び第4項を次のように改める。
- 3 第4条第1項第2号に掲げる場合における貸付けについては、備考欄に（特例①）と記載すること。
- 4 第4条第1項第3号に掲げる場合における貸付けについては、備考欄に（特例②）と記載すること。
- 別記様式（付表を除く。）の注書に次の1項を加える。
- 5 借入残高について、第4条第2項各号に掲げる場合にあつては、それぞれ各号に定める額を記載し、上段に借入残高をかつこ書で記載すること。
- 別記様式の付表の注書第2項を次のように改める。
- 2 借入残高について、第4条第2項の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ各号に定める額を記載し、上段に借入残高をかつこ書で記載すること。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県告示第112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年2月18日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 稲沢下野明線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 最上郡金山町大字下野明字中下堰南525番1から<br>同 384番9まで | 旧    | 8.0メートル<br>} 5.0   | メートル<br>430 |
| 同 上                                  | 新    | 17.5メートル<br>} 10.0 | 同 上         |

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                      | 日 時                    | 入札に付する物件                         | 予定価格       |
|--|------------------------|----------------------------------|------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎6階<br>603会議室 | 平成23年3月11日（金）<br>午前10時 | 山形市東原町一丁目117番2<br>宅地 91.81平方メートル | 2,660,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                         | 場 所                                  | 日 時                    |
|----------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 山形市東原町一丁目117番2<br>宅地 91.81平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎4階402会議室 | 平成23年2月25日（金）<br>午前10時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065又は2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月18日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成23年3月30日（水） 午前9時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 4,400キロリットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者等に関する公告（平成22年1月22日付け山形県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課用度係 電話番号023(685)2623
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
  - 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成23年3月18日（金）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課用度係に提出すること。
    - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
    - (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
    - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
    - (5) 詳細については入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 4, 400kl
    - (2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. March 30, 2011
    - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線透視撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月18日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
  - (2) 日時 平成23年3月30日（水） 午前11時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線透視撮影装置 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成23年7月29日（金）
  - (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 医事経営課用度係 電話番号0233(22)5525

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成23年3月18日（金）午後3時まで契約事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、開札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : Fluoroscopy Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, March 30, 2011
- (3) Contact point for the notice : Medical Management Division Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525